

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市桂川包括占用区域使用規則
 (桂川・道路整備課) 2

—— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 6
- 公示送達 (税務課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 8
- 南丹都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 8
- 南丹都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 9
- 南丹都市計画土地区画整理事業の決定に係る都市計画の図書の縦覧
 (都市整備課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 10
- 自動車臨時運行許可番号の失効
 (市民課) 10
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 10

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 11
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 17
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 20
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 21
- 南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 24
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 24

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 25

規則

亀岡市桂川包括占用区域使用規則をここに公布する。

平成26年1月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第1号

亀岡市桂川包括占用区域使用規則

(目的)

第1条 この規則は、一級河川淀川水系桂川の河川敷地のうち、亀岡市が河川管理者から河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく土地の占用許可を得ている区域（以下「包括占用区域」という。）における使用について必要な事項を定めることにより、包括占用区域を適正に管理することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、亀岡市域における一級河川淀川水系桂川の河川敷地内の包括占用区域に適用し、別図のとおりとする。

(使用の原則)

第3条 包括占用区域は、次の各号に掲げる行為を除き、何人も自由に使用できる。

- (1) 包括占用区域を排他独占的に使用する行為
- (2) 包括占用区域内の土石（砂を含む。）を採取する行為
- (3) 工作物を新築、改築、又は除却する行為
- (4) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (5) 竹木を植栽又は伐採する行為

(排他独占的な行為)

第4条 包括占用区域を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行う場合は、亀岡市桂川包括占用区域使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の参加人数が100人を超える場合
- (2) 使用面積が10,000平方メートルを超える場合
- (3) 使用期間が1日を超える場合
- (4) 使用の様態に排他性又は独占性がある場合

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を亀岡市桂川包括占用区域使用許可（却下）通知書（別記第2号様式）により、その者に通知するものとする。なお、市長が許可をし、包括占用区域の管理運営上必要と認めるときは、使用について許可条件を付すことができる。

3 第1項各号に該当しない場合であっても、使用者が包括占用区域で次の各号のいずれかに該当する行為を行う場合は、亀岡市桂川包括占用区域一時使用届（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、事前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の参加人数が50人を超える場合
- (2) 使用面積が5,000平方メートルを超える場合
- (3) 使用期間が半日を超える場合
- (4) 他の利用者の自由使用を妨げる恐れがある場合

(工作物の設置等)

第5条 法第26条第1項の規定により、包括占用区域において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、市長を経由し、河川管理者に許可の申請を行わなければならない。

2 前項の規定に基づき河川管理者の許可を受けた者は、市長と包括占用区域の使用に係る契約を締結しなければならない。

(土地の形状変更、竹木の植栽等)

第6条 法第27条第1項の規定により、包括占用区域において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をしようとする者は、市長を経由し、河川管理者に許可の申請を行わなければならない。

2 前項の規定に基づき河川管理者の許可を受けた者は、市長と包括占用区域の使用に係る契約を締結しなければならない。

(禁止行為)

第7条 包括占用区域においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理上支障がないと認められるもので、市長が承認した場合は、この限りでない。

- (1) ごみその他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 他の利用者又は近隣住民に危険又は迷惑を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
- (4) 法及びその他の法令で禁止されている行為を行うこと。
- (5) 包括占用区域の利用計画に沿わないと認められる行為を行うこと。

(使用の制限)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは使用を停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 法及びこの規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に従わないとき。
- (3) 河川の状況から危険であると認められるとき。

(4) 河川管理又は包括占用区域の維持管理上やむを得ないと認められるとき。

(5) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(損害等の責務)

第9条 包括占用区域の使用に起因する死傷害及び損害に関する責務は、全て使用者が負うものとする。

2 包括占用区域に損傷を与えたときは、その原因者の負担において原状復旧するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別図(第2条関係)

省略

別記第1号様式（第4条関係）

亀岡市桂川包括占有区域使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所

氏 名 (印)
(電話番号)

第2号様式（第4条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市桂川包括占有区域使用許可（却下）通知書

年 月 日 付付けで申請のありました包括占有区域の使用については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

包括占有区域の使用を許可されるよう申請します。

1 目的・様態	
2 場 所	
3 使用面積等 参加人数	m ² 人
4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

亀岡市長 印

記

1 決定

2 却下
理由

備考

- 申請者が法人である場合は、氏名は、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

<添付書類>

- 使用計画の概要を記載した図書
- 位置図（住宅地図等）
- その他参考となるべき事項を記載した図書

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができ、なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であることも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があつたことを知つた日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市長を被告として（訴訟において亀岡市長を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第4条関係）

亀岡市桂川包括占用区域一時使用届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

届出者 住 所

氏 名 ④

(電話番号)

包括占用区域を一時使用したいので届出します。

1 目的・様態	
2 場 所	
3 使用面積等 参加人数	m ² 人
4 使用期間	年 月 日 時 分 ~ 時 分

備考

届出者が法人である場合は、氏名は、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

<添付書類>

- 1 誓約書
- 2 位置図（住宅地図等）

「揭示済」

告示

亀岡市告示第1号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1401-21089

- 1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日 平成24年4月1日
- 3 無効になる日 平成26年1月6日

「揭示済」

亀岡市告示第2号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年1月10日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0124-15078

- (1) 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日 平成25年12月10日
- (3) 無効になる日 平成26年1月15日

2 亀0135-15008

- (1) 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日 平成26年1月15日

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1003-62007

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年1月16日

「揭示済」

亀岡市告示第5号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2209-12005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年1月20日

「揭示済」

亀岡市告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画用途地域を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
 用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画道路を変更した。
当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・105号 亀岡駅北線
追加する部分
亀岡市追分町谷筋、一本木及び下島の各一部
 - (2) 3・4・106号 駅北余部線
追加する部分
亀岡市余部町清水並びに追分町八ノ坪、中河原及び一本木の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、南丹都市計画土地区画整理事業を決定した。
当該都市計画の図書を同法第20条第2項の

規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業
- 2 名称
亀岡駅北土地区画整理事業
- 3 都市計画を決定する土地の区域
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀1707-01038

- (1) 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成25年12月7日
- (3) 無効になる日
 平成26年1月24日

2 亀0126-52032

- (1) 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成26年1月24日

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年1月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1203-52017

- 1 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成26年1月27日

「揭示済」

亀岡市告示第11号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成26年1月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可年月日
京213亀岡	平成26年1月30日	平成25年4月8日

「揭示済」

亀岡市告示第12号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年1月30日

亀岡市長 栗山正隆

公 告

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年1月30日（木）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 13台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市公告第1号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年1月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 業務の概要等

- (1) 業務名 亀岡市庁舎設備運転管理業務委託
- (2) 業務場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所（本館及び別館）
- (3) 業務種別 保守・維持管理業務
- (4) 業務概要

亀岡市庁舎設備運転管理業務

- 1 設備日常運転保守管理業務
- 2 建築物環境衛生管理業務
- 3 自家用電気工作物定期精密点検業務
- 4 無停電電源装置定期点検業務
- 5 消防用設備等法定点検業務
- 6 防火・防災対象物定期点検業務
- 7 非常用発電装置年次点検業務
- 8 空調用熱源機器保守点検業務
- 9 空調児童制御保守点検業務
- 10 エレベーター設備保守点検業務
- 11 自動扉保守点検業務
- 12 テレビ電波障害対策施設維持管理業務
- 13 蓄熱槽冷温水水処理業務
- 14 空調機用エアフィルター取替業務
- 15 中央監視装置定期保守点検業務
- 16 水景施設水処理業務
- 17 市民ホール内設備定期保守点検業務
- 18 ごみ処理設備保守点検業務
- 19 庁舎大窓開閉装置機能保守点検業務
- 20 発注業務設計積算業務

(5) 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当すること）

(1) 「平成25年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が「24管理業務」であること。

(2) 亀岡市へ3時間以内に到達できる範囲内に、支援に駆けつけることのできる人員を配置した本店（支店）又は営業所を有すること。

(3) 委託仕様書中の第6(4)ア①～⑤の要件を満たす業務従事者を常時確保若しくは派遣でき、業務を確実に実施できること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

(6) 亀岡市庁舎本館と同規模建物（地上5階以上、かつ、延面積2万㎡以上で、なおかつ非常用発電機及びチラー等を用いた空調設備を有する庁舎又はオフィスビル）の設備運転管理を、単独者で過去10年間に同一施設で5年以上継続した実績を有すること。

(7) 入札参加申請時に次の書類を提出できること。

ア 委託仕様書に記載している第5共通事項3の要件を満たす証明となる書面の写し

イ 委託仕様書に記載している第6各設備の仕様等1の(4)ア①～⑤の要件を満たす配置予定業務従事者名簿（氏名、業務経歴、資格の免許の写しを添付）

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請等の配布期間	平成26年1月14日（火） 午後1時から 平成26年1月24日（金） 午後4時まで	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請」という。）等並びに仕様書及び設計書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時～正午、午後1時～4時）に契約検査課に来庁して入手すること。
一般競争入札参加資格確認申請等の受付	平成26年1月23日（木） 平成26年1月24日（金） 午前9時から正午及び 午後1時から午後4時の間	(1) 入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 ア 提出方法 持参により提出すること。 イ 提出書類 (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） (イ) 類似業務委託実績書（様式第2号） (ウ) 類似業務委託の実績を証明する書面（契約書の写し） (エ) 「電気工事業」、「管工事業」及び「消防施設工事業」の許可があることを証明する書類の写し (オ) 配置予定者経歴書（様式第3号） (カ) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式第4号） ウ 該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を亀岡市企画管理部契約検査課に持参すること。 エ その他 (ア) 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 (イ) 提出書類は公告で指定した様式にて作成すること。 (ウ) 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 (エ) 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

入札参加確認通知の送付	平成26年1月28日（火）までに発送	(1) 確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。
確認申請等並びに仕様書及び設計書等に関する質問の受付及び回答	確認申請等に関する質問 平成26年1月22日（水）正午まで 仕様書及び設計書等に関する質問 平成26年1月30日（木）正午まで	(1) 確認申請等に関わる質問は公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。 (契約検査課電話番号0771-25-5041) (2) 仕様書及び設計書等に関する質問については、質問書（様式第5号）にて行うこととし、下記E-Mailアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。添付ファイルは、「Microsoft Excel 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。送付した旨の電話連絡がない場合は質問書を受付できないことがあるので留意すること。 質問書送付先 E-Mailアドレス： sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp
	確認申請等に関する回答 随時 仕様書及び設計書等に関する回答 平成26年2月3日（月）午後5時まで	(1) 確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 (2) 仕様書及び設計書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに電子メールにて参加者全員に回答する。 (3) その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。
現場確認の希望申出	平成26年1月14日（火）から平成26年2月4日（火）まで（休日を除く） 午前9時から午後4時まで	(1) 亀岡市役所（本館及び別館）の現場確認を希望する者は、事前に契約検査課に問い合わせの上、契約検査課の指示に従うこと。
入札日時	平成26年2月7日（金） 午前10時（厳守）	(1) 入札については、下記「4 入札に関する留意事項」のとおり

4 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札にあたっては、内訳書（概要）を提出すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (6) 入札者は、仕様書及び設計書等（以下「仕様書」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は「亀岡市庁舎設備運転管理業務委託」一式の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（書面による入札の場合は入札箱に入札書を投函するまで）は

入札を辞退することができる。

(9) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなくてはならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務番号及び業務名を記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

(10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請等の提出を履行しなかった者又は確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けた開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点に

<p>において入札に参加する資格のない者の入札</p> <p>カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札</p> <p>キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札</p> <p>ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者</p> <p>ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者</p> <p>コ <u>最低制限価格未滿</u>の価格で入札した者</p> <p>(12) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。</p> <p>(13) 本入札は最低制限価格を設定して執行する。</p> <p>(14) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。</p> <p>5 入札保証金</p>	<p>免除する。</p> <p>6 違約金</p> <p>落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>7 契約保証金</p> <p>落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、亀岡市財務規則第123条に該当する場合は、免除することができる。</p> <p>8 契約書の作成の要否</p> <p>要</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書及び設計書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。</p> <p>(5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。</p> <p>(6) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。</p>
---	---

10 契約に関する事務を担当する組織の名称、
所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

E-Mail アドレス :

sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp

ホームページ :

http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第2号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成26年1月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成26年1月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、南丹都市計画公園の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成26年1月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日 時

平成26年2月7日

午後2時から午後4時30分まで

(2) 場 所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見を聴こうとする都市計画の案（都市計画原案）の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画公園の変更

(2) 都市計画原案の概要

種別	名称		位置	面積	備考
総合公園	5・5・303	京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町及び追分町の各一部	約13ha	追加

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成26年1月16日から平成26年1月29日まで
 (日曜日及び土曜日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成26年1月29日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めたときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

100人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成26年2月7日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

亀岡市公告第4号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成26年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

篠町浄法寺茱萸谷の一部

篠町浄法寺墓ノ谷の一部

篠町浄法寺土取の一部

篠町夕日ヶ丘三丁目の一部

篠町篠牧田の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年1月24日から

平成26年2月7日まで

「揭示済」

亀岡市公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、南丹都市計画道路の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成26年1月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日 時

平成26年2月19日 午後2時から午後4時30分まで

(2) 場 所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見を聴こうとする都市計画の案（都市計画原案）の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画道路の変更

(2) 都市計画原案の概要

名 称	延長	幅員	変更概要	
路線の廃止				
3・4・1	紺屋三宅線	約1,520m	16m	・全区間廃止（荒塚町二丁目～三宅町野々神）
3・6・102	下矢田三宅線	約1,000m	8m	・全区間廃止（下矢田町三丁目～三宅町稻荷垣内）
起点部又は終点部の廃止（路線の短縮）				
3・4・4	余部安町線	約290m	16m	・起点部約820mの廃止（余部町天神又～安町中畠）
3・4・5	西町亀岡停車場線	約430m	16m	・起点部約300mの廃止（紺屋町～西町） ・紺屋亀岡停車場線から名称変更
3・5・10	並河運動公園線	約1,920m	12m	・終点部約1,260mの廃止（曾我部町穴太出井～曾我部町西条上千代） ・並河西条線から名称変更
3・4・26	並河北河原線	約110m	16m	・終点部約600mの廃止（大井町並河坂井～余部町天神又） ・余部北河原線から名称変更

接続する路線の廃止に伴う隅切りの廃止				
3・3・3	重利西町線	約2,000m	25m	・ 終点部の隅切りの廃止
3・5・101	安町線	約280m	12m	・ 起点部の隅切りの廃止
接続する路線の廃止に伴う交差箇所数の変更				
3・4・2	新国道線	約10,150m	16m	・ 平面交差箇所数の変更 (3箇所減)
3・4・6	保津新国道線	約1,400m	16m	・ 平面交差箇所数の変更 (2箇所減)
3・5・7	亀岡停車場三宅線	約1,630m	12m	・ 平面交差箇所数の変更 (2箇所減)

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成26年1月30日から平成26年2月12日まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成26年2月12日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

100人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限（受付日時）

平成26年2月19日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

別記様式

平成26年 月 日

亀岡市長 栗山 正隆 様

公述申出人
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電 話

Ⓜ

公述申出書

平成26年1月29日付け亀岡市公告第5号で公告された南丹都市計画道路の変更案に対して、
亀岡市都市計画公聴会において下記のとおり意見を述べたいので申し上げます。

記

1 意見の区分（該当するところにチェックを入れてください。）
賛成 反対 その他（ ）

2 利害関係の内容（該当するところにチェックを入れてください。）
市内に住所を有する者
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
市内に所在する学校に在学する者
市税の納税義務を有する者
その他（ ）

3 意見の要旨及びその理由 別紙のとおり

注意

- 1 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が自書することができます。
- 2 「1 意見の区分」欄は、該当する項目にチェックを入れてください。その他を選択された場合は、括弧内に内容を具体的に記載してください。
- 3 「2 利害関係の内容」欄は、該当する項目にチェックを入れてください。その他を選択された場合は、括弧内に内容を具体的に記載してください。都市計画原案との利害関係がない方は、公述人になることができません。
- 4 「3 意見の要旨及びその理由」の作成にあたっては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨とその理由を区分して、楷書横書きで明瞭に記載してください。
- 5 都市計画原案に直接関係がない意見については、述べることはできません。
- 6 同趣旨の意見が多数あるときは、公述人となる方を選定することがあります。
- 7 公述人が意見を述べる時間は、1人につき10分以内で市長が定める時間とします。

「揭示済」

亀岡市公告第6号

京都府から南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成26年1月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第7号

平成25年亀岡市公告第65号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成27年4月1日までとする。

平成26年1月31日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

- ・土木Ⅰ 8001
- ・土木Ⅱ 9001 9002

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 太 田 禮 子

西 田 英 二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま
す

任期は平成27年7月1日までとします

(各 通) 高 木 玲 子

武 田 廣 子

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員の委嘱を解
きます

平成26年1月29日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費
負担教職員の服務に関する規程の一部を改正す
る訓令を次のように定める。

平成26年1月1日

亀岡市教育委員会

教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤
務する府費負担教職員の服務に関
する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費
負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡
市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次の
ように改正する。

別表の1の表中「1年」を「180日」に改
める。

別表の2の表(15)の項中「慣習上最小限度」を
「1日以内でその都度」に改め、同表(17)の項中
「4日」を「5日」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行す
る。